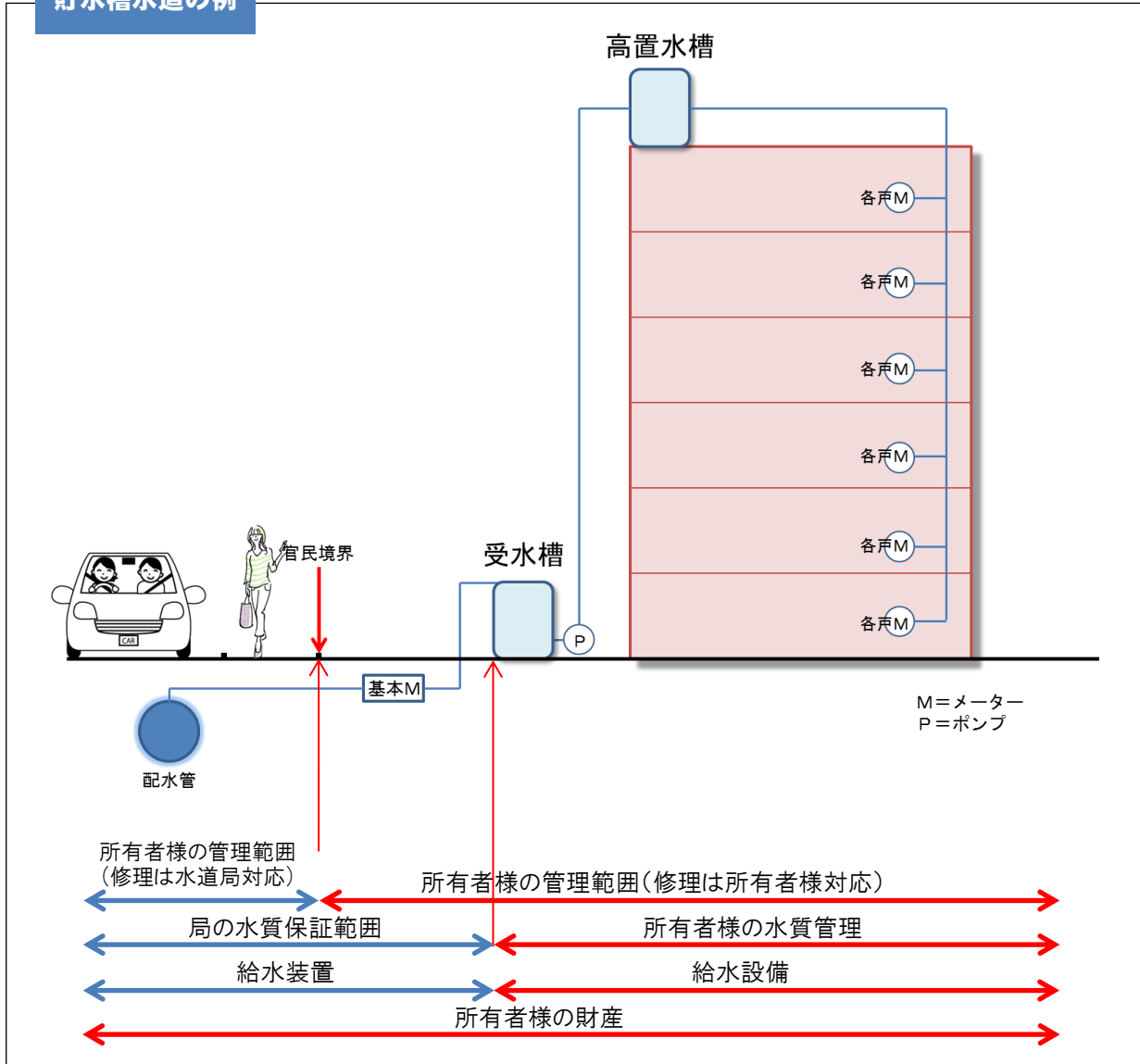


集合住宅の水道料金、下水道使用料について

-----世帯算定集合住宅、各戸徴収集合住宅適用の認定申請-----

貯水槽水道の例



1 貯水槽方式の集合住宅の水道のしくみ

「貯水槽方式」の水道は、配水管から分岐したところから受水槽の入口までを「給水装置」といい、受水槽から蛇口までを「給水設備」といいます。

これら「給水装置」および「給水設備」は、いずれも所有者の財産ですので、所有者は善良な管理者の注意をもって水が汚染し、または漏水しないように管理しなければなりません。

ただし「給水装置」のうち、配水管から分岐した場所から道路内（官地）で漏水が発生した場合は、上下水道局で修理対応いたします。なお、水質については、受水槽の注入口までが上下水道局の対応です。

2 これまでの貯水槽式集合住宅の上下水道料金【一括徴収】

従来の貯水槽式集合住宅の水道料金は、貯水槽の上流側に設置した水道メーターの口径に応じた基本料金と、使用水量に応じた従量料金の合計額で、集合住宅の所有者(オーナー)に請求しています。入居者の水道料金は、オーナーや管理会社との契約に従って請求され、オーナーなどにお支払いいただいています。下水道使用料等についても同様です。

【上下水道料金の計算例】

計算条件：20戸の集合住宅で水道メーター口径が25mm、1カ月の使用量が300m³の場合

水道料金				下水道使用料			
①基本料金(口径25mmの場合)2,090円				①基本料金 1,540円(10m ³ まで)			
②従量料金(口径25mmの場合)				②従量料金			
区分	単価(1m ³)	計算水量	料金	区分	単価(1m ³)	計算水量	料金
1~50m ³	210円	50m ³	10,500円	11~30m ³	168円	20m ³	3,360円
51~100m ³	242円	50m ³	12,100円	31~50m ³	178円	20m ³	3,560円
101m ³ 以上	263円	200m ³	52,600円	50~100m ³	210円	50m ³	10,500円
				101m ³ 以上	242円	200m ³	48,400円
従量料金		300m ³	75,200円	従量料金		290m ³	65,820円

【水道料金】基本料金+従量料金=2,090円+75,200円=77,290円(1世帯平均 3,864円)

【下水道使用料】基本料金+従量料金=1,540円+65,820円=67,360円(1世帯平均 3,368円)

3 新たに導入される世帯算定集合住宅制度【世帯算定】

従来の貯水槽式集合住宅への一括徴収では、部屋数や水栓数でメーター口径が決まり、大口径であるほど水道料金が高くなり、戸建住宅の水道に比較して高額となる場合があります。

このため、貯水槽式集合住宅の上下水道料金について新たな算定方式を定めました。

◎世帯算定集合住宅とは

専用住居ごとに給水設備を有する集合住宅で、「大仙市集合住宅における上下水道料金の算定の特例に関する規程」により世帯算定集合住宅に認定したものをいいます。

①世帯数による按分で料金計算

基本メーターで検針した水量を世帯数で按分し、基本メーターの口径に関わらず各専用住居の水栓数によって決定した水道メーターの口径(みなし口径)の例によって計算し、合算した水道料金を管理人に一括して請求します。使用水量が多いほど、料金がお安くなる場合があります。

なお、事務所・店舗等が混在しているときは、別に水道メーターを設置していただき料金を直接徴収します。

【上下水道料金の計算例】

計算条件：20戸の集合住宅で基本メーター口径が[※]25mm、みなし口径20mm、1か月の使用量が300m³の場合（使用水量300m³÷20戸＝平均使用水量15m³）

水道料金				下水道使用料			
①基本料金(口径20mmの場合)1,250円				①基本料金 1,540円(10m ³ まで)			
②従量料金(口径20mmの場合)				②従量料金			
区分	単価(1m ³)	計算水量	料金	区分	単価(1m ³)	計算水量	料金
1～10m ³	74円	10m ³	740円	11～30m ³	168円	5m ³	840円
11～20m ³	136円	5m ³	680円				
従量料金		15m ³	1,420円	従量料金		5m ³	840円

【水道料金】（基本料金＋従量料金）×世帯数＝（1,250円＋1,420円）×20世帯＝53,400円
（1世帯平均 2,670円）

【下水道使用料】（基本料金＋従量料金）×世帯数＝（1,540円＋840円）×20世帯＝47,600円
（1世帯平均 2,380円）

※水量の端数が出た場合は、その水量分も含めて計算されます。

（上記の例で合計使用水量が302m³だった場合は、使用水量15m³が18世帯、使用水量16m³が2世帯として計算されます。）

②メリット・デメリット

- ア. 水量を世帯数で按分するので、単価が高い区分を使用しないため料金が割安になります。
- イ. 水栓が多い場合並びに世帯数が多い場合は、割安にならない場合があります。
- ウ. 世帯ごとの水量は計量しません。
- エ. 事務所・店舗等は水道メーターを設置していただきます。

③申請に必要な書類

- ア. 世帯算定集合住宅適用申請書
- イ. 管理人選定届
- ウ. 集合住宅入居者名簿

または賃貸契約書の写し（新築の場合。共用施設等の水道料金について、管理人との共同支払義務が記載されていること。）

4 新たに導入される各戸徴収集合住宅制度【各戸検針・各戸徴収】

◎各戸徴収集合住宅とは

専用住居ごとに給水設備を有し、各戸検針・各戸徴収の対象となる集合住宅で、大仙市上下水道局が定めた「大仙市集合住宅における上下水道料金の算定の特例に関する規程」により各戸徴収集合住宅に認定したものをいいます。

①各戸検針・各戸徴収

集合住宅の所有者が、上下水道局で定める設置基準に適合した水道メーターを設置しその認定を受け、各戸徴収集合住宅の取扱いに関する契約を取り交わします。この集合住宅に対して、戸建住宅と同じ取扱いで各戸ごとに水道メーターの検針を行い、上下水道料金を計算し、徴収することとなります。

②水道局で各戸検針、各戸徴収のできる集合住宅

次に掲げる要件を備えた集合住宅を対象とします。

- ア. 2戸以上の専用住居がある集合住宅であること。
- イ. 同じ給水装置を使用する集合住宅に、専用住居と事務所、店舗等が混在する場合は、専用住居の各戸メーターの個数が、全ての各戸メーターの個数の2分の1を超えること。
- ウ. 各戸で専用の給水設備が設置されていること。
- エ. 各戸メーターが、設置基準に基づく審査に合格したものであること。
- オ. 共同で使用する給水設備（集会所、散水用等）にも水道メーター（共用メーター）が設置されていること。
- カ. 給水設備の施設管理および各戸メーターの維持管理の責任者が明確であること。
- キ. 入館に際して、常にメーター点検等の業務に支障をきたさない状態であること。
- ク. 全世帯の同意があること。

③メリット・デメリット

- ア. 世帯ごとの各戸メーターによる請求のため、使用量に応じた料金となります。
- イ. 検針と料金徴収、メーター交換は上下水道局で行うため、オーナーの負担が減ります。
- ウ. 集合住宅に入居する全世帯の同意がなければ申請できません。
- エ. メーター設置のため初期投資がかかります。

④申請に必要な書類

- ア. 各戸徴収集合住宅適用申請書
- イ. 管理人選定届
- ウ. 集合住宅入居者名簿並びに同意書（既存集合住宅が申請する場合）
または賃貸契約書の写し（新築の場合。各戸検針・各戸徴収の内容が記載されていること。）
- エ. 各戸徴収集合住宅の取扱いに関する契約書
- オ. 各戸徴収集合住宅審査申込書
- カ. 給水設備各戸メーター設置届

キ. 給水設備配管図（平面図・見取図・構造図）

ク. その他、管理者が必要と認めた書類

【上下水道料金の計算例】

計算条件：水道メーター口径が 20 mm、1 カ月の使用量が 22 m³の場合

水 道 料 金				下 水 道 使 用 料			
①基本料金(口径 20 mmの場合)1,250 円				①基本料金 1,540 円(10 m ³ まで)			
②従量料金(口径 20 mmの場合)				②従量料金			
区 分	単価(1 m ³)	計算水量	料 金	区分	単価(1 m ³)	計算水量	料 金
1～10 m ³	74 円	10 m ³	740 円	11～30 m ³	168 円	12 m ³	2,016 円
11～20 m ³	136 円	10 m ³	1,360 円	31～50 m ³	178 円		
21～50 m ³	210 円	2 m ³	420 円	50～100 m ³	210 円		
51～100 m ³	242 円			101 m ³ 以上	242 円		
101 m ³ 以上	263 円						
従量料金		22 m ³	2,520 円	従量料金		12 m ³	2,016 円

【水道料金】基本料金＋従量料金＝1,250 円＋2,520 円＝3,770 円

【下水道使用料】基本料金＋従量料金＝1,540 円＋2,016 円＝3,556 円

5 直結直圧式等の集合住宅にも適用

貯水槽のない直結直圧式、直結増圧式、併用式の集合住宅も、世帯算定集合住宅、各戸徴収集合住宅制度をご利用いただける場合があります。

詳しくは、大仙市上下水道局 水道課 にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

大仙市上下水道局 水道課 ☎ 0187-63-1111(代表)

大仙市上下水道お客様センター ☎ 0187-62-2333

世帯算定・各戸徴収集合住宅の認定及び契約までの主な流れ



5 上下水道局が所有者・管理人・入居者に守っていただきたいこと

集合住宅のオーナー、管理人および入居者（使用者）が次に掲げる事項を守っていただくことを条件に実施します。

(1) オーナーまたは管理人の方

- ①所有者、管理人は、住所、電話番号、建物の名称等に変更が生じたときは、早急に届出をしてください。
- ②入居者（使用者）には、世帯算定、各戸徴収集合住宅制度の適用条件を十分にお知らせしてください。特に転入、転出に伴う届出については滞りなく連絡いただけるよう周知してください。
- ③各戸徴収集合住宅に認定された場合、共同で使用する給水設備（集会施設、散水用等）については、共用メーターごとに料金の算定を行い管理人に請求します。
- ④集合住宅の増改築工事等により給水設備を変更するときは、必ず上下水道局に届出をしてください。
- ⑤受水槽および高置水槽の清掃を行ったときは、必ず上下水道局に届出をしてください。清掃に係る使用水量の料金は、その都度管理人に請求します。
- ⑥官民境界から各戸メーターまでの漏水については、発見次第オーナーが修理してください。
- ⑦給水設備の維持管理、水質管理等すぐに対応してもらえる大仙市指定給水装置工事事業者を選任してください。
- ⑧集合住宅内に設置されている消火栓を、火災以外に使用するときは事前に必ず届出をしてください。使用水量の料金は、その都度管理人に請求します。
- ⑨入館に際して暗証番号、鍵等を必要とするセキュリティ設備を設置する場合は、あらかじめ暗証番号を告知し鍵を提出してください。また、各戸メーター設置場所が施錠されている場合の鍵の取扱いも同様とします。なお、これらを変更する場合は、速やかに報告してください。
- ⑩その他必要に応じて届出の提出をお願いすることがあります。

(2) 入居者（使用者）の方

- ①水道料金の支払いは、原則として口座振替を利用させていただきます。
- ②各戸徴収集合住宅の水道料金の計算は、設置されている各戸メーター口径によって計算します。
- ③専用住居以外（店舗、事務所等で使用する給水設備等）は、設置されているメーター口径で計算を行い、使用者に請求します。
- ④共用施設、私設消火栓、受水槽の清掃に係る水道利用料金は、管理人と入居者の双方が共同して支払う義務がありますので、賃貸借契約に基づきお支払いください。
- ⑤各戸徴収集合住宅の転入、転出に伴う水道の使用開始、中止は、入居者が必ず届出をしてください。

受水槽の管理は十分に

大切な飲み水ですから、いつもきれいにしておきましょう。

★受水槽以下の設備の管理

受水槽以下の設備は、設置者（所有者）及び使用者で十分な管理をしてください。受水槽や高置タンクの管理が十分でないと、きれいな水道水がタンクの中でよごれてしまいます。いつも清潔にしておくために、1年に1回は内部の点検・清掃を、また、定期的な水質検査を行ってください。なお、受水槽の水を使用していて異常（水が止まらない、水が出ないなど）を感じたら、まず設置者（所有者）または管理人へ連絡してください。

★水道法では

受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるもの（簡易専用水道）については、設置者（所有者）に年1回の清掃などの管理を義務付け（水道法施行規則第55条）しており、上下水道局に届出が必要です。受水槽の有効容量が10立方メートル以下のものについては、水道水をいつもきれいにしておくために、点検・清掃をお願いします。